○法務省・厚生労働省令第四号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐

厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　育成就労
　第一節　育成就労計画（第三条―第四十条）
　第二節　監理支援機関（第四十一条―第七十一条）
　第三節　補則（第七十二条）
第三章　外国人育成就労機構
　第一節　役員等（第七十三条・第七十四条）
　第二節　評議員会（第七十五条）
　第三節　業務（第七十六条―第八十八条）
　第四節　補則（第八十九条・第九十条）
第四章　雑則（第九十一条―第九十五条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一　「入国後講習」とは、法第二条第二号並びに第三号イ及びロに規定する講習をいう。

二　「取次送出機関」とは、外国の送出機関（法第九条第一項第十一号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。）であって監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込み（以下「監理型育成就労の申込み」という。）を本邦の監理支援機関に取り次ぐものをいう。

三　「外国の準備機関」とは、育成就労の対象となろうとする外国人の外国における準備に関与する外国の機関（取次送出機関を除く。）をいう。

四　「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号に規定する役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査をいう。

五　「育成就労事業年度」とは、育成就労に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

（取引上密接な関係を有する外国の公私の機関）

第二条　法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　本邦の公私の機関（法第二条第三号イに規定する本邦の公私の機関をいう。次号において同じ。）と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関

二　前号に掲げるもののほか、本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の取引上密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

第二章　育成就労

第一節　育成就労計画

（密接な関係を有する本邦の複数の法人）

第三条　法第八条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する本邦の複数の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）をもつ本邦の複数の法人

二　前号に掲げるもののほか、その相互間に密接な関係を有する本邦の複数の法人として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

（育成就労計画の認定の申請）

第四条　法第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定の申請は、法第八条第一項の認定の申請をする者にあっては別記様式第一号による申請書、法第八条の五第一項の認定の申請をする者にあっては別記様式第二号による申請書、法第八条の六第一項の認定の申請をする者にあっては別記様式第三号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2　法第八条第一項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定の申請をする場合において、認定を受けようとする育成就労計画が監理型育成就労を行わせるものであるときは、当該申請をする者は、監理支援を受ける監理支援機関から法第八条第五項第一号（法第八条の五第三項及び第八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理支援機関の証明を受けなければならない。

（育成就労計画の認定の通知）

第五条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十二条第一項の規定により外国人育成就労機構（以下「機構」という。）に同項に規定する認定事務を行わせる場合にあっては、機構。第三十三条第一項及び第三十四条第三項において同じ。）は、法第八条第一項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定の申請をした者に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第四号による認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

（育成就労評価試験）

第六条　法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針（法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。）で定める試験とする。

（育成就労計画の記載事項）

第七条　法第八条第三項第十一号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　育成就労実施者届出受理番号（法第十七条第一項の規定による届出をしたことがある者に限る。）

二　法第八条第一項、第八条の五第一項、第八条の六第一項又は第十一条第一項の認定の申請をする者（以下この節において「申請者」という。）の業種

三　法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。第四十二条第一号において同じ。）

四　申請者が加入している分野別協議会（法第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）の名称（分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容）

五　育成就労責任者（法第八条第三項第七号に規定する育成就労の実施に関する責任者をいう。以下同じ。）の役職名